

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月29日

【会社名】 株式会社東光高岳

【英訳名】 TAKAOKA TOKO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高津 浩明

【本店の所在の場所】 東京都江東区豊洲五丁目6番36号

【電話番号】 03 - 6371 - 5000 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 横田 肇

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区豊洲五丁目6番36号

【電話番号】 03 - 6371 - 5000 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 横田 肇

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金25円 総額405,544,650円

ロ 効力発生日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

(下線部分は変更箇所)

変 更 前	変 更 後
<p>(株主総会の議長) 第15条 株主総会は、取締役会長がこれを招集し、議長となる。但し、取締役会長に事故あるときは、取締役社長が、取締役社長に事故あるときは取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役が、株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(中略)</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略) 2 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第四百二十三条第一項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(監査役の責任免除) 第37条 (条文省略) 2 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第四百二十三条第一項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p>(株主総会の議長) 第15条 株主総会は、取締役会長がこれを招集し、議長となる。但し、取締役会長に欠員又は事故あるときは、取締役社長が、取締役社長に事故あるときは取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役が、株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(中略)</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり) 2 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当該取締役の会社法第四百二十三条第一項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(監査役 of 責任免除) 第37条 (現行どおり) 2 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第四百二十三条第一項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

井上博、小田切司朗、亀山晴信、栗山太、高津浩明、道佛芳之、西川直志および山口博を取締役に選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

原田達および増田祐治を監査役に選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

土田雅彦を補欠監査役に選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の配当の件	115,248	246	495	(注)1	可決(99.4)

第2号議案 定款一部変更の件	113,914	1,580	495	(注)2	可決(98.2)
第3号議案 取締役8名選任の件 井上 博 小田切司朗 亀山 晴信 栗山 太 高津 浩明 道佛 芳之 西川 直志 山口 博	113,552 113,707 113,746 113,864 109,858 113,863 113,868 103,725	1,940 1,785 1,746 1,628 5,634 1,629 1,624 11,767	495 495 495 495 495 495 495 495	(注)3	可決(97.9) 可決(98.0) 可決(98.1) 可決(98.2) 可決(94.7) 可決(98.2) 可決(98.2) 可決(89.4)
第4号議案 監査役2名選任の件 原田 達 増田 祐治	109,805 95,800	5,676 19,681	495 495	(注)3	可決(94.7) 可決(82.6)
第5号議案 補欠監査役1名選任の件 土田 雅彦	105,681	9,810	495	(注)4	可決(91.1)

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
4. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。